

令和元年度 第1回伊勢市農業振興地域整備促進協議会 議事概要

開催日	令和2年2月20日(木)	時間	14時00分~15時00分
場所	御園総合支所2階 講堂	出席者	別紙のとおり

事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度 農用地利用計画の変更について (2) 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について (3) 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更について 3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 平成30年度 農用地利用計画変更の結果について 4 その他 5 閉会
----	--

議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 (農林水産課長) <ul style="list-style-type: none"> • 本協議会は、伊勢市の附属機関に位置づけられていることから、会議の運営上支障が生ずる場合を除き、原則公開となる。しかし、本協議会で審議いただく内容には多くの個人情報が含まれ、公開することで個人や法人の不利益が生ずるおそれがあるため、公開しないこととする。 • 議事の概要の記録については、個人を特定できない記載にて公開する。 <p>※会長が議長となり進行を行う (議長)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本日の出席者は、本協議会委員19名中16名が出席のため、伊勢市農業振興地域整備促進協議会規則第3条第3項により会議は成立。 • 議事録署名者として、北村安弘委員、辻村次夫委員を指名。 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度 農用地利用計画の変更について (事務局) <ul style="list-style-type: none"> • 議案の説明に入る前に、伊勢市の農用地区域、伊勢市農業振興地域整備計画、地域農業の振興に関する計画の概要を説明。 • 今回、除外の申出は3件、編入の申出は4件ある。 <p>【除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1-1の除外目的は農家の分家住宅。農用地区域の端に当たる。代替地無し。当該地は土地改良事業完了後8年未経過地。ただし、農業を行う面積が少なく、農業の振興に寄与する施設として認められないため、要件を満たしていないと事務局は判断している。 • 1-2の除外目的は建売分譲住宅、農振農用地区域の端には当たる。代替地無し。当該地は土地改良事業の完了後8年経過地。 • 1-3の除外目的は賃貸商業施設。当該地は、土地改良事業の受益地であり、事業完了後8年未経過地となっている。このような場所では地域農業の振興に寄与する施設で無いと除外はできないため、事務局では除外の要件を満たしていないと判断している。 <p>【編入】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 編 1-1の当初の除外目的は農家の分家住宅。平成23年度に除外の申出があ
------	---

り、同年度に除外決定となったが、その後、計画の必要面積が少なくなったため、一部を農用地区域に編入。

- 編 1-2 の当初の除外目的は農家の分家住宅。平成 30 年度に除外の申出があり、令和元年度に除外決定となったが、その後、計画が無くなったため農用地区域に編入。
 - 編 1-3 の当初の除外目的は農家の分家住宅。平成 30 年度に除外の申出があり、令和元年度に除外決定となったが、その後、計画の必要面積が少なくなったため、一部を農用地区域に編入。
 - 編 1-4 の当初の除外目的は農家の分家住宅。平成 26 年度に除外の申出があり、平成 27 年度に除外決定となったが、その後、計画が無くなったため農用地区域に編入。
- 事務局としては、1-2、編入案件全件を認めていく方向で考えている。

(委員)

- 1-2 は、荒廃農地が多い場所であるが、大量の降雨があると浸かることが考えられる。

(事務局)

- 浸水の高さまでは上げる計画はしているとのこと。排水機場の改修はあったが、パワーを上げたわけではないため、排出は続けられるが時間はかかる。土地を上げてもらうのと、水が引く時間を考えていただいた上で計画を進めてもらう必要がある。

(委員)

- 建設するのであれば、アドバイスすることをお願いしたい。

(委員)

- 1-1 の道について、どれくらいの幅があるのか。また、編 1-1 と同様の申出者であるが、兼ね合いはないのか。

(事務局)

- 事前にハウスメーカーと話し合いの上進めていると聞いているので、建築確認という部分で確認されていると思う。ただし、道幅についての情報はもっていない。

編入については、同じ土地の持ち主である。以前に除外し計画面積が少なくなった部分を編入するため、面積が少なく、今回の建築面積には満たないため、計画時に候補より外したと思われる。

(議長)

- 「1-2 と編入案件」は承認として、「1-1、1-3」は不承認とする。

【異議なし】

(2) 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について

(3) 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更について

(議長)

- 「伊勢市農業振興地域整備計画の変更について」と「伊勢市地域の農業の振興に関する計画の策定について」は相関連する内容となるため、一括して審議する。

(事務局)

- 「伊勢市農業振興地域整備計画」「伊勢市地域の農業の振興に関する計画」に記

載の内容は、(1)の全案件が入った形で作成されているため、(1)で不承認となった案件は外すこととして修正させていただきたい。

- その他現時点で、数値の修正が可能な部分については、修正してある。
- 「伊勢市地域の農業の振興に関する計画」は、通称27号計画と言う。
- 27号計画に位置付け、除外されている案件について、地図等とともに現況について検証を行ったので、一緒に確認してほしい。元年度除外決定分においては、建設前のため、地図のみ添付。

(委員)

- (3)で土地改良事業の実施状況があるが、国営の応急対策事業である大台町の粟生頭首工の施設改修については記載がないが、対象ではないのか。

(事務局)

- 該当かどうか確認した上で、該当であれば入れようにする。
※協議会終了後、要件である土地改良事業等には該当しない旨確認済み。

(議長)

- 「伊勢市農業振興地域整備計画の変更について」、「伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更について」は承認する。

【異議なし】

※議事は全て終了

4 報告事項

平成30年度 農用地利用計画変更の結果について

(事務局)

- 昨年の農振協議会でご審議いただいた案件についての結果を報告させていただく。
- 協議会での議決どおり除外、編入が行われた。

5 その他

(事務局)

- 任期満了が近いため、次期委員について別途推薦をお願いしたい。

(委員)

- 土地改良施設等が8年未経過の場合は除外申出の受付をしないことはできないのか。

(事務局)

- 不承認となる場合も、申出を妨げることはできないため、受付をしないということはない。

(委員)

- 該当地区について、土地改良施設等が8年未経過の土地について、5年の見直し除外せないのか。

(事務局)

- 一帯で外す場合は、1件ずつ外す要件とは異なる。該当地区については、要件を満たせないため、県にも確認したが、1件ずつ外すしかないと回答をもらっている。

(議長)

- 以上をもって伊勢市農業振興地域整備促進協議会を閉会する。

伊勢市農業振興地域整備促進協議会委員

《任期：2018年3月10日～2020年3月9日》

推薦母体	所 属	役 職	氏 名	R2. 2. 20 協議会 出欠
伊勢市農業委員	浜郷		川畑 幸也	
	四郷		泉 一嘉	○
	豊浜	副会長	中西 重喜	○
	北浜		北村 安弘	○
	城田		森川 正弘	○
	宮本		岡田 敏男	○
	二見		田畑 春雄	○
	御菌		早川 繁一	○
	小俣	会長	大西 正義	○
伊勢市管内 土地改良区	宮川用水土地改良区		森 圭司	○
	宮川左岸第二土地改良区		中西 善夫	○
	宮川右岸御菌土地改良区		辻村 次夫	○
	伊勢北部土地改良区		天白 和弘	
	五十鈴川用水土地改良区		上野 尚	○
	豊浜土地改良区		奥山 伊助	○
	村松土地改良区		山中 茂樹	○
	小俣町土地改良区		辻 経生	○
伊勢農業協同組合			河井 英利	
伊勢市農業委員会事務局			日置 幸美	○
計			19	16

事務局

伊勢市産業観光部 農林水産課	課長	廣 俊明
	農業振興 係長	山中 強
	農業振興係	藤崎 由香